

南相馬市の避難指示解除後の復興・再生に向けて

南相馬市の避難指示解除準備区域及び居住制限区域の避難指示の解除が決定したことを受け、今後の復興・再生に向け、以下の通り、国、県及び市において確認を行うものとする。

1. 国は、原子力政策を主体的に推進してきた責任の下、避難指示が解除された後においても、政府一丸となって、南相馬市の復興・再生に向け責任をもって取り組んでいく。
2. 避難指示解除後の国の取組をしっかりと確認するため、国が市、県との協議の場を設け、進行管理及び検証を実施し、国の取組に反映させていく。

平成28年7月1日

原子力災害現地対策本部長

高木 陽介

福島県知事

内堀 雅雄

南相馬市長

桜井 勝延